

諮問庁：国税庁長官

諮問日：令和2年2月20日（令和2年（行情）諮問第83号）

答申日：令和2年8月3日（令和2年度（行情）答申第171号）

事件名：「質問応答記録書作成の手引について（情報）」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成29年6月30日付課税総括課情報第7号「質問応答記録書作成の手引について（情報）」」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和元年8月21日付け課総1-69により国税庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示とした文書の全部について開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである（なお、意見書の内容は省略する。）。

（1）審査請求の根拠と処分内容は以下のとおりである。

ア 法1条（目的）には「行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資する」としており、法5条において「開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない」としている。

イ 当該通知書の不開示理由について、「当該部分には、証拠資料の収集・保全に当たって作成する各資料について、証拠化する上での効果的な工夫、記載例、質疑事項等、税務調査における証拠資料作成上の機微にわたる情報が具体的かつ詳細に記載されており、公にすることにより、国税当局の税務調査事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号イに該当すると判断し、不開示とした」としている。

(2) 当該通知書の不開示部分は下記の理由により、取消をして、全てについて開示すべきである。

ア 当該通知書の不開示理由において、各「おそれ」について、具体的に説明がない。具体的説明がなければ、どのような行為が「おそれ」に該当するかが国民にはわからない。すなわち、法の目的に規定する「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務」が全うされなくなり、法に違反する。

イ そもそも「質問応答記録書」の作成は、各個別税法及び一般調査の調査手続きを規定する国税通則法第7章の2にも何ら規定がなく、税務当局が一般の税務調査における証拠資料の収集と保全のために、便宜的に導入したものである。法令に規定がないものを税務調査の手法に導入するのであれば、当然のこととして「国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資する」べく、全てを開示すべきである。

ウ 国税庁課税総括課が平成25年6月に、従来の一般調査における「聴取書」や「申述書」に代えて犯罪捜査における「供述調書」と同様なスタイルの「質問応答記録書」を職員に録取させるべく手引書を発出した。その結果、全国の税務署・国税局で当該文書が作成され、それを根拠に重加算税の賦課・7年遡及など課税の根拠づけに利用されている実情がある。

私共が受任した調査事案について「質問応答記録書」の開示請求をしたところ、以下のような共通点が認められる。

(ア) 当該文書の作成目的や用途について説明がなく、応じなければ不利益を受けるのではないかという不安な心理状態の下で行われていて、後日、録取された記憶もない場合がある。

(イ) 一問一答形式の当該文書は、ほとんどが誘導尋問になっている。

(ウ) 事実が捏造されていたり、納税者が答述をしていないこと、課税庁に都合が良いように作文されたりしている。

(エ) 国税庁作成の手引書にも則さずに、納税者の面前ではなく、税務署においてあらかじめパソコンで作成したものに署名押印させている例もある。

(オ) 調査対象納税者に署名押印を求めるにあたっては、応じなければ、青色申告取消をほのめかし、計上漏れの経費や追認や仕入税額控除等の認容をしない等の脅白的言辞を弄して、署名押印を強要した事例も存在する。

エ 本件開示対象の平成29年6月改訂の「質問応答記録書の手引」の「はしがき」には、「実際、審判や訴訟の場において、審判官や裁判官が質問応答記録書の記載内容の疑念を持ち、その結果、重要な証拠

であった質問応答記録書の信用性が否定され、課税処分が取り消されることもある」としており、この手引書の改定を行わざるを得なかった事情も上記の指摘を裏付けるものと言える。

このように「質問応答記録書の作成」は、納税者の権利の侵害に直結する行為といえることができるから、それを改定したのであれば、国民にその内容のすべてを開示し、その作成が真に必要というなら国民の理解と協力を得る努力をすべきである。

オ 最後に、不開示とされた黒塗り部分は、目次を見る限り不開示にしなければならない理由が見当たらない。また、本件開示文書の記載例の大部分が不開示とされているが、そのすべてが「機微にわたる」とは考えにくい。しかも、手引書であるから、個人情報に含まれないはずである。だとすれば、不開示にする理由は、調査の相手方に「手の内を見せたくない」ということなのかもしれないが、過去の不開示事例から判断するに、開示できない違法性のある記載があり、それを隠蔽しようとしているとも想像できなくもない。そうではないのであれば、堂々と国民に開示し理解と協力を求めるべきである。調査対象となるのは国民である。調査権限を付与されている税務署長はその権限を国民から負託されているのであるから、どのような調査手法を採用するかも含めて、国民に開かれている必要がある。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

本件審査請求は、原処分について、不開示とした部分の開示を求めるものである。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、平成29年6月30日付課税総括課情報第7号「質問応答記録書作成の手引きについて（情報）」であり、税務調査の際、納税者等の答述を証拠化するために作成する質問応答記録書について、作成の際の留意点を具体的な作成事例とともに示し、職務遂行の参考とするために作成されたものである。

3 不開示情報該当性について

別紙の不開示とした各部分には、答述内容を証拠化する際の効果的な作成手法、質問事項、対応要領、記載例、留意事項等のほか、具体的な不正計算の事例と各事例に応じた税務調査の着眼事項や聴取内容、課税要件事実の分析など、税務調査の手の内に関する情報が具体的かつ詳細に記載されている。

当該部分を公にした場合、それを知った一部の納税義務者等が、当該記載事項を参考にして、質問応答の想定問答を作成したり、聴取の意図を逆手に取って証拠能力を低減させる応答を行う、あるいは、不正計算の巧妙

化を図るなどの対応策を講じることにより、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イの不開示情報に該当する。

4 結論

以上のことから、原処分で不開示とした部分については、法5条6号イの不開示情報に該当するため、その一部を不開示とした原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------|
| ① | 令和2年2月20日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年3月4日 | 審議 |
| ④ | 同月24日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 同年6月18日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年7月30日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部につき、法5条6号イに該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、不開示部分の全部の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 別紙の番号1，番号2，番号5，番号8ないし番号10，番号12，番号13，番号16及び番号17に掲げる部分

当該部分には、国税当局の職員が税務調査の際、納税者等の答述内容を証拠化するために作成する質問応答記録書の効果的な作成手法、質問事項、対応要領、記載例及び留意事項等が具体的かつ詳細に記載されていると認められる。

当該情報は、国税当局において限られた人員の中で適正・公平な課税を実現するための重要な要素であり、さらに、税務調査に関する事項が納税者の重大な関心事であることからすれば、これを公にすると、それを知った一部の納税義務者等が、当該記載事項を参考にして質問応答の想定問答を作成する、聴取の意図を逆手に取って証拠能力を低減させる応答を行う、あるいは、不正計算の巧妙化を図る等の対応策を講じることにより、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違

法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとする諮問庁の説明は否定できない。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 別紙の番号3, 番号4, 番号6, 番号7, 番号11, 番号14, 番号15及び番号18に掲げる部分

ア 別紙の4欄に掲げる部分のうち番号3, 番号4②, 番号4③, 番号6, 番号7, 番号11, 番号14, 番号15及び番号18に係る部分について

当該部分に記載された情報は、国税当局の職員が質問応答記録書を作成する上の留意事項であると認められるものの、一般的な記載にとどまる情報又は本件対象文書において既に開示されている部分と同旨の情報であり、これを公にしても、それを知った一部の納税義務者等が、当該記載事項を参考にして質問応答の想定問答を作成する、聴取の意図を逆手に取って証拠能力を低減させる応答を行う、あるいは、不正計算の巧妙化を図る等の対応策を講じることにより、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当せず、開示すべきである。

イ 別紙の4欄に掲げる部分のうち番号4①に係る部分について

当該部分に記載された情報は、下記ウの部分に含まれる特定の単語について脚注として説明を行っている部分と認められるものの、一般的な記載にとどまり、これらを公にしても、それを知った一部の納税義務者等が、当該記載事項を参考にして質問応答の想定問答を作成する、聴取の意図を逆手に取って証拠能力を低減させる応答を行う、あるいは、不正計算の巧妙化を図る等の対応策を講じることにより、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当せず、開示すべきである。

ウ その他の部分

当該部分には、国税当局の職員が税務調査の際、納税者等の答述内容を証拠化するために作成する質問応答記録書の効果的な作成手法、質問事項、対応要領、記載例及び留意事項等が具体的かつ詳細に記載されていると認められるため、上記(1)と同様の理由により、法5

条6号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 別紙の番号19ないし48に掲げる部分

当該部分には、国税当局の職員が税務調査の際、納税者等の答述内容を証拠化するために作成する質問応答記録書の効果的な作成手法、質問事項、対応要領、記載例及び留意事項等が、具体的な不正計算の事例と各事例に応じた税務調査の着眼事項や聴取内容を用いて、具体的かつ詳細に記載されていると認められるため、上記(1)と同様の理由により、法5条6号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条6号イに該当するとして不開示とした決定については、別紙の4欄に掲げる部分を除く部分は、同号イに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の4欄に掲げる部分は、同号イに該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学，委員 常岡孝好，委員 中曾根玲子

別紙

1 番号	2 ページ	3 不開示部分	4 開示すべき部分
1	はしがき	本文 4 行目ないし 8 行目及び 1 3 行目ないし 1 7 行目	
2	目 - 1	「Ⅱ 質問応答記録書作成における重要事項」の 6 の表題	
3	目 - 2	「Ⅲ F A Q」の間 1 2 の間	不開示部分の全て
4	Ⅱ - 1 ないし 3	<p>「1 質問応答記録書を作成することの重要性」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (1) の 1 ポツ目の本文 4 行目ないし 1 1 行目及び 2 ポツ目の本文 7 行目ないし 1 2 行目 ・ 脚注 2 ないし 4 の本文 ・ (2) の 2 ポツ目の本文 4 行目ないし 1 1 行目及び 3 ポツ目の本文 ・ (4) の本文 	<p>①脚注 2 ないし 4 の本文</p> <p>② (2) の 2 ポツ目の本文 9 行目 4 文字目ないし 1 1 行目</p> <p>③ (4) の 1 ポツ目の本文 1 行目ないし 2 行目 2 1 文字目</p>
5	Ⅱ - 4 ないし 8	<p>「2 事前準備 (課税要件事実の分析) の重要性」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 ポツ目及び 4 ポツ目ないし 9 ポツ目の本文並びに枠の中 ・ Ⅱ - 6 の※の本文及び Ⅱ - 7 の脚注 	
6	Ⅱ - 9 ないし 1 1	<p>「3 事実の要素を明らかにすること」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (1) の 3 ポツ目の本文 2 行目ないし 1 0 行目 ・ (1) の 4 ポツ目の本文 3 行目ないし 9 行目 ・ (2) 及び (3) の本文 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (1) の 3 ポツ目の本文 9 行目 7 文字目ないし 1 0 行目 ・ (2) の 1 ポツ目の本文及び 4 ポツ目の本文 1 行目 7 文字目ないし 3 行目 ・ (3) の 1 ポツ目の本文 1 行

			目及び2行目並びに3ポツ目の本文1行目7文字目ないし3行目
7	II-11ないし13	「4 「評価」ではなく「具体的事実」を記載すること」 ・(1)の2ポツ目の本文 ・(2)の2ポツ目及び3ポツ目の本文 ・(3)の2ポツ目及び3ポツ目の本文	・(1)の2ポツ目の本文5行目6文字目ないし6行目 ・(2)の3ポツ目の本文1行目7文字目ないし2行目 ・(3)の3ポツ目の本文1行目7文字目ないし3行目
8	II-13	「5 答述が変遷した場合の対応(変遷理由の録取)」 ・2ポツ目ないし4ポツ目の本文	
9	II-13	6の表題及び本文並びに脚注8の本文	
10	II-14	「7 客観的証拠との整合性に留意すること」 ・3ポツ目の本文 ・5ポツ目の本文4行目ないし9行目	
11	II-15及び16	「8 証拠物を示す場合の録取方法」 ・(1)の1ポツ目の本文3行目ないし8行目及び2ポツ目の本文 ・(3)の本文	・(1)の2ポツ目の本文1行目7文字目ないし3行目 ・(3)の5ポツ目の本文1行目6文字目ないし3行目
12	II-17及び18	「9 問答形式と物語形式の選択」	

		・ 3 ポツ目の II-17 の本文 4 行目ないし II-18 の本文 5 行目	
13	II-18 ないし 20	「10 問答形式を用いる場合には、不相当な誘導尋問を問として記載しないこと」 ・ 1 ポツ目の II-18 の本文 3 行目ないし II-19 の 4 行目及び II-19 の本文 7 行目ないし 23 行目 ・ 2 ポツ目の II-20 の本文 4 行目ないし 27 行目	
14	II-21	「11 読みやすく、理解しやすい記載を心掛けること」 ・ (4) の 2 ポツ目の本文 6 行目ないし 10 行目	(4) の 2 ポツ目の本文 6 行目ないし 8 行目 21 文字目
15	III-5	問 12 の問及び (答) 本文	不開示部分の全て
16	III-18	問 39 の (答) の本文 7 行目ないし 28 行目	
17	III-20	問 42 の (答) の本文 1 行目ないし 6 行目	
18	IV-6 ないし 8	「4 添付資料の記載例」 ・ (1) の問答の「問○」の本文 5 行目ないし 7 行目 ・ (2) の問答の「問○」の本文 4 行目ないし 6 行目及び「答○」の本文 ・ (3) の問答の「問○」の本文及び「答○」の本文	・ (1) の問答の「問○」の本文 5 行目ないし 7 行目 ・ (2) の問答の「問○」の本文 4 行目ないし 6 行目 ・ (3) の問答の「問○」の本文
19	V-5 ないし 13	「1 (1) 収入・売上げの除外に関するもの 所得税の事例」 ・ 「質問応答の要旨」欄の問 2 ないし 答 34 の本文並びに 答 35 の本文 1 行目及び 2 行目	

		<ul style="list-style-type: none"> ・ V-5 の解説②ないし④の本文 ・ V-6 ないし 12 の解説 ・ V-13 の解説①及び②の本文 	
20	V-15 ないし 20	<p>「1 (2) 収入・売上げの除外に関するもの 法人税の事例 (一日目)」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「質問応答の要旨」欄の問2 ないし答16 の本文 ・ V-15 の解説①の本文7行目5文字目ないし15行目5文字目並びに解説②及び③の本文 ・ V-16 ないし19 の解説 ・ V-20 の解説①の本文 	
21	V-21 ないし 28	<p>「1 (2) 収入・売上げの除外に関するもの 法人税の事例 (二日目)」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「質問応答の要旨」欄の問1 ないし答17 の本文及び答18 の本文2行目ないし4行目 ・ V-21 ないし27 の解説 ・ V-28 の解説①ないし③の本文 	
22	V-29 ないし 32	<p>「1 (2) 収入・売上げの除外に関するもの 法人税の事例 <関係者への質問>」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「質問応答の要旨」欄の本文 V-29 の1行目ないし V-32 の4行目 ・ V-29 の解説②ないし⑤の本文 ・ V-30 及び 31 の解説 ・ V-32 の解説①の本文 	
23	V-33 ないし 40	<p>「2 (1) 架空外注費に関する事例」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「質問応答の要旨」欄の問2 ないし答9 の本文及び答10 の本文 	

		<p>2行目ないし4行目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・V-33の解説①の本文7行目5文字目ないし14行目及び解説②ないし⑤の本文 ・V-34ないし39の解説 ・V-40の解説①及び②の本文 	
24	V-43ないし49	<p>「2(1) 架空外注費に関する事例 <関係者への質問>」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「質問応答の要旨」欄の問2ないし答10の本文及び答11の本文2行目ないし4行目 ・V-43の解説①の本文7行目5文字目ないし16行目7文字目及び解説②ないし④の本文 ・V-44ないし48の解説 ・V-49の解説①及び②の本文 	
25	V-51ないし56	<p>「2(2) 架空人件費に関する事例」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「質問応答の要旨」欄の本文V-51の3行目ないしV-56の16行目 ・V-51の解説②の本文7行目5文字目ないし14行目5文字目及び解説③ないし⑥の本文 ・V-52ないし55の解説 ・V-56の解説①ないし③の本文 	
26	V-57ないし59	<p>「2(2) 架空人件費に関する事例 <関係者への質問①>」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「質問応答の要旨」欄の本文V-57の3行目ないしV-59の1行目 ・V-57の解説②の本文7行目5文字目ないし14行目6文字目及び解説③ないし⑤の本文 ・V-58の解説 	
27	V-61ない	「2(2) 架空人件費に関する事	

	し 6 6	<p>例 <関係者への質問②></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「質問応答の要旨」欄の本文 V-61 の 3 行目ないし V-66 の 1 6 行目 ・ V-61 の解説②の本文 7 行目 5 文字目ないし 1 5 行目 4 文字目及び解説③ないし⑤の本文 ・ V-62 ないし V-65 の解説 ・ V-66 の解説①の本文 	
2 8	V-67 ないし 7 5	<p>「2 (3) 水増し仕入れに関する事例」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「質問応答の要旨」欄の問 2 ないし答 1 9 の本文，答 2 0 の 1 行目ないし 3 行目及び答 2 1 の 1 行目ないし 3 行目 ・ V-67 の解説②ないし④の本文 ・ V-68 ないし V-74 の解説 	
2 9	V-77 ないし 8 3	<p>「2 (3) 水増し仕入に関する事例 <関係者への質問>」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「質問応答の要旨」欄の問 2 ないし答 1 9 の本文 ・ V-77 の解説②及び③の本文 ・ V-78 ないし 8 2 の解説 ・ V-83 の解説①及び②の本文 	
3 0	V-85 ないし 9 0	<p>「2 (4) 棚卸除外に関する事例」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「質問応答の要旨」欄の本文 V-85 の 3 行目ないし V-90 の 1 5 行目 ・ V-85 の解説②ないし⑧の本文 ・ V-86 ないし 8 9 の解説 ・ V-90 の解説①ないし③の本文 	
3 1	V-91 ないし 9 5	<p>「2 (4) 棚卸除外に関する事例 <関係者への質問>」</p>	

		<ul style="list-style-type: none"> ・「質問応答の要旨」欄の本文V-91の4行目ないしV-95の16行目 ・V-91の解説③ないし⑦の本文 ・V-92ないし94の解説 ・V-95の解説①ないし④の本文 	
32	V-97ないし104	<p>「3(1)相続人名義の預金口座の帰属に関する事例 <相続税>」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「質問応答の要旨」欄の本文V-97の4行目ないしV-104の17行目及びV-104の20行目 ・V-97の解説③ないし⑤の本文 ・V-98ないし103の解説 ・V-104の解説①の本文 	
33	V-105ないし109	<p>「3(1)相続人名義の預金口座の帰属に関する事例 <関係者への質問>」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「質問応答の要旨」欄の問2ないし答12の本文及び答13の本文2行目ないし4行目 ・V-105の解説②及び③の本文 ・V-106ないし108の解説 	
34	V-111ないし120	<p>「3(2)相続財産の一部除外に関する事例 <相続税>」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「質問応答の要旨」欄の本文V-111の1行目ないしV-117の15行目及びV-117の17行目ないしV-120の5行目 ・V-111の解説③ないし⑦の本文 ・V-112ないし116, 11 	

		<p>8及び119の解説</p> <ul style="list-style-type: none"> ・V-117の解説①ないし③, ⑤及び⑥の本文 ・V-120の解説①及び②の本文 	
35	V-121ないし124	<p>「3(2)相続財産の一部除外に関する事例 <関係者への質問①>」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「質問応答の要旨」欄の本文V-121の4行目ないしV-124の21行目 ・V-121の解説②ないし⑥の本文 ・V-122及び123の解説 ・V-124の解説①ないし⑥の本文 	
36	V-127及び128	<p>「3(2)相続財産の一部除外に関する事例 <関係者への質問②>」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「記」欄のV-127の5行目ないしV-128の35行目 ・V-127の解説③ないし⑤の本文 ・V-128の解説 	
37	V-129ないし135	<p>「4 所得の帰属に関する事例 <実質的オーナーへの質問>～簿外店舗の収益について, 実質的オーナーに帰属するとして課税した事案～」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「質問応答の要旨」欄の問2ないし答38の本文 ・V-129ないしV-134の解説 ・V-135の解説①の本文 	
38	V-137ないし146	<p>「4 所得の帰属に関する事例 <簿外店舗の従業員への質問>」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「質問応答の要旨」欄の問2な 	

		いし答 3 5 の本文及び答 3 6 の本文 1 行目 ・ V-1 3 7 の解説②ないし④の本文 ・ V-1 3 8 ないし 1 4 5 の解説 ・ V-1 4 6 の解説①及び②の本文	
3 9	V-1 4 7 ないし 1 5 3	「5 無申告に関する事例～個人事業主に対して所得税の無申告重加算税を賦課決定した事案～」 ・ 「質問応答の要旨」欄の問 2 ないし答 2 5 の本文及び答 2 6 の本文 1 行目 ・ V-1 4 7 の解説②ないし④の本文 ・ V-1 4 8 ないし 1 5 3 の解説	
4 0	V-1 5 5	「6 消費税 帳簿書類等の保存義務に関する事例～仕入税額控除を認めなかった事例～」 ・ 「記」欄の 5 行目ないし 1 0 行目	
4 1	V-1 5 6	・ 「記」欄の 1 行目ないし 1 3 行目 ・ 解説	
4 2	V-1 5 7	・ 「記」欄の 1 行目ないし 2 1 行目 ・ 解説	
4 3	V-1 5 8	・ 「記」欄の 1 行目ないし 1 5 行目 ・ 解説	
4 4	V-1 5 9	・ 「記」欄の 1 行目ないし 2 6 行目 ・ 解説	
4 5	V-1 6 0	・ 「記」欄の 1 行目ないし 2 6 行目 ・ 解説	
4 6	V-1 6 1 ないし	「6 消費税 帳簿書類等の保存	

	いし164	義務に関する事例 <関係者への質問>～仕入税額控除を認めなかった事例～ <ul style="list-style-type: none"> ・「質問応答の要旨」欄の本文V-161の1行目ないしV-164の15行目及びV-164の21行目2文字目ないし22行目20文字目 ・V-161の解説の<<前提>>の本文及び解説②ないし④の本文 ・V-162及びV-163の解説 ・V-164の解説①及び②の本文 	
47	V-165	「7(1) 質問応答記録書の作成(契印・確認印)」 <ul style="list-style-type: none"> ・本文の1行目ないし7行目 ・本文の10行目ないし11行目28文字目 	
48	V-167	「7(2) 調査報告書(作成・訂正例等)」 <ul style="list-style-type: none"> ・解説①の本文3行目3文字目ないし18行目 	

(注) 「ページ」については、「はしがき」を除き、本件対象文書の下部に記載されたページを示す。

行数の数え方については、空白の行及び表の枠線は数えない。「○○」欄の名称は行数に数えない。

文字数の数え方については、句読点、記号及び半角文字も1文字と数え、空白部分を数えない。